

消費者庁の今後の取組(工程表)

(平成21(2009)年度)			(平成22(2010)年度)			(平成23(2011)年度)			(平成24(2012)年度)							
項目	H21 9/1	年内	H21 12/31	年度内	H22 3/31	法施行 1年目まで	H22 9/1	H23 3/31	法施行 2年目まで	H23 9/1	H24 3/31	法施行 3年目まで	H24 9/1	法施行 3年目以降	(参考)附則、附帯決議	
I 事故情報の一元的収集、分析・原因究明、発信																
1. 事故情報の収集・集約体制の整備	事故情報データバンクについて、参画機関間における試行運用の開始(消費者庁に寄せられた情報の公表のルールの在り方を整理しつつ進める)。		年度内を目途に国民参加形式の運用の開始。		運用状況を見つつ、消費者の利便性の向上に向け仕様を改善。											
	PIO-NETについて、平成22年度の運用開始に向け新たなシステムを構築。		次期PIO-NETの本格運用。													
			財産分野の消費者事故等について、情報の適切な集約システムについて検討。													
2. 事故分析・原因究明機能の強化	国民生活センターの商品テスト機能の強化、及び消費者庁や地方公共団体等と商品テスト機関との連携体制を構築。新たな連携体制に基づき商品テストを実施。		関係機関の連携体制全体でみた商品テスト機能の強化。													・消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会、地方公共団体との連携強化のため必要な措置を講ずるものとする。【衆14・参18】 ・消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うとともに、消費者庁及び事故の関係省庁、特定行政庁と警察、消防など関係機関は対等・協力の関係をお互いに確認し、事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。なお、事故情報の一元化の体制整備に当たっては、児童や高齢者、妊産婦、障害者等の事故情報について特別な配慮をすること。 また、消費者庁に消費者事故等の原因究明について分析能力を有する人材を登用するとともに、その養成を行うこと。【衆10・参14】
	消費者事故等について機動的な調査分析の実施に着手するべく、タスクフォースを設置。		タスクフォースを活用して機動的な調査分析を本格実施。													
	消費者庁等と警察・消防・関係行政機関などの協力による事故原因究明・再発防止対策の迅速化について検討し、結論を得る。		独立した調査機関の在り方について検討し、結論を得る。結論を踏まえ、迅速な原因究明・再発防止対策を実施。													
	事故分析能力を有する人材を消費者庁に登用し、養成。		引き続き高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を推進。													
			有識者によるワーキンググループの活用などにより、財産分野の消費者事故等の情報に関する適切な分析手法について検討、実施。													
3. 事故情報の公表	消費者事故等の情報の集約及び分析の結果について、国会に対する報告を始めとして定期的に公表。		・消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。【衆11・参15】													
			・内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。 また、結果の公表は迅速に行うとともに、国民に対する十分な周知を行うことができるよう、その公表の在り方についても十分配慮すること。【衆13・参17】													
		事故情報等を解析した上での消費者教育やリスクコミュニケーションの実施。														

消費者庁の今後の取組(工程表)

(平成21(2009)年度)		(平成22(2010)年度)		(平成23(2011)年度)		(平成24(2012)年度)		(参考) 附則、附帯決議							
項目	H21 9/1	年内	H21 12/31	年度内	H22 3/31	法施行 1年目まで	H22 9/1	H23 3/31	法施行 2年目まで	H23 9/1	H24 3/31	法施行 3年目まで	H24 9/1	法施行 3年目以降	
Ⅱ 地方消費者行政の充実支援・環境整備															
4. 地方消費者行政・消費生活相談体制の充実	地方消費者行政の推進のため、消費者庁内に本部を設置して「地方消費者行政強化プラン」(仮称)を策定。		同プランの推進。												・地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方公共団体のトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。【衆16・参20】 ・各地の消費生活センター等が、障害者、高齢者を含めたすべての消費者にとってアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能するよう、その認知度を高め、多様な相談受理体制の整備が行われるよう万全を期すること。【参21】 ・今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行う(以下略)【参24】 ・政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センターの法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。【設置法附則4】
	各地方公共団体における「消費者安全情報総括官」の設置、庁内本部の設置などを促進。														
	全都道府県に創設された地方消費者行政活性化基金を活用し、地方消費者行政・消費生活相談体制を充実(基金を活用した事業は平成23年度まで実施)。														
	消費者ホットラインについて、9月14日以降試行的に実施。可能な限り早期に全国展開予定。		運用状況を見つつ、消費者が使いやすいよう必要な改善を加えながら実施。												
	執行を担う地方の人材強化、国と地方の情報の共有化、都道府県間及び都道府県と市区町村の連携強化等を図るなど地方公共団体が実施する法執行の機能強化を支援。														
	今後3年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿に関し実態調査を実施。		調査結果を踏まえ、消費生活センターの法制上の位置付け、適正な配置及び人員の確保等に対し国が行う支援のあり方について全般的に検討。		検討結果を踏まえ必要な措置を実施。										
5. 相談員の待遇改善	地方消費者行政活性化基金の本年度補正予算分(未執行)の配分に当たっては、相談員の処遇改善に積極的に取り組む地方公共団体に手厚く配分。														・相談員の執務環境及び待遇に関する種々の問題点を改善するため、相談員制度の在り方について全般的な検討を行うとともに、地方公共団体における消費者行政の一層の充実を図るため、正規職員化を含め雇用の安定を促進するための必要な措置を早急に講じること。 また、その待遇改善に関しては、今後拡充された地方交付税措置が着実に活用されるよう地方公共団体に要請するとともに、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善を積極的に支援すること。 なお、地方消費者行政活性化基金を真に地方消費者行政の需要を満たすものとするため、事業を支援するメニューの在り方等について地方公共団体の意見を踏まえるとともに、その弾力的な運用を行うこと。【衆17・参22】 ・消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。【衆18・参23】 ・聴取能力及び法律知識のみならず、あっせんや行政との連携能力等各地の消費生活センターの相談員にとって必要な能力の水準向上を図るため、教育・研修の機会の拡充等を始め、独立行政法人国民生活センターによる支援を強化すること。(【参】以下略)【衆15・参19】
	地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査を実施しつつ、消費生活相談員制度の在り方、待遇の改善の在り方、相談員資格の在り方と処遇の改善との関係の在り方等について全般的に検討。		検討結果を踏まえ必要な措置を実施。												
	教育・研修の機会の拡充等を始め、国民生活センターによる支援の強化について検討。		検討結果を踏まえ必要な措置を実施。												
6. 国と地方の連携の強化	政策・措置に関する情報が地方公共団体等で共有されるとともに、確実に消費者庁に集約されるよう、関係省庁及び地方公共団体との連携を密にするなど体制を整備。		各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報集約の徹底を図る。												・地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。【参30】
			上記、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査を踏まえ、国と地方の役割分担等も含め、地方公共団体への国の支援の在り方について検討。		検討結果を踏まえ必要な措置を実施。										

消費者庁の今後の取組(工程表)

(平成21(2009)年度)		(平成22(2010)年度)		(平成23(2011)年度)		(平成24(2012)年度)												(参考)附則、附帯決議		
項目	H21 9/1	年内	H21 12/31	年度内	H22 3/31	法施行 1年目まで	H22 9/1	H23 3/31	法施行 2年目まで	H23 9/1	H24 3/31	法施行 3年目まで	H24 9/1	法施行 3年目以降						
Ⅲ 被害者の救済、消費者の自立																				
7. 被害者救済制度の検討	財産の保全を含め、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度創設についての検討に着手し、論点整理を行う。				財産の保全など関連する制度の運用実態の調査等を併せて実施しつつ引き続き検討を進める。				検討結果を踏まえ必要な措置を実施。				・政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。【設置法附則6】 ・加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。【参31】							
8. 消費者教育の推進	年度内に策定される新たな「消費者基本計画」に盛り込むべき消費者教育関連施策に係る検討。																・消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。 また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。【衆12・参16】			
	多様な視点から物事を捉える能力を身につけ、自主的かつ合理的に行動するという観点からの消費者教育の在り方について検討を行い、結果を踏まえた措置を実施。																			
	消費者団体、企業等の多様な主体の参画による消費者教育推進のため、消費者教育連携推進事業等の各種事業を実施。				連携推進事業の結果を踏まえ、消費者教育の全般的展開を図る。															
	関係省庁消費者教育会議等を活用し、文部科学省を始めとした関係省庁等との連携の在り方について検討。																			
	各主体が作成した教材や取組事例を幅広く掲載する「消費者教育ポータルサイト」の本格運用を開始。				機能を拡充(掲載対象範囲の拡大、検索機能の拡充等)しつつ運用。															
9. 消費者団体への支援	消費者団体との意見交換会等を実施し、国の施策に関する情報提供を行うとともに、消費者団体相互の交流の機会を提供。				消費者被害の情報収集等を行う消費者団体への情報提供や、効果的な情報交換の在り方の検討等を実施。												・政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。【設置法附則5】 ・適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。【衆22・参29】			
					適格消費者団体が自主的に活動資金を確保するための手法、人材の育成・確保の方策等の調査・開発を含めて、適格消費者団体に対する支援の在り方について検討する調査・研究を実施。				22年度に実施した調査・研究に基づく適格消費者団体の自主的な資金確保の活動等を注視しつつ検討し、必要な措置を実施。											
10. 多重債務者対策の検討	多重債務者対策本部の取組と連携しつつ、消費者教育の検討、実施を推進。																・多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うこと。【参28】			
					多重債務者対策への地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援等についても検討。															

消費者庁の今後の取組(工程表)

(平成21(2009)年度)		(平成22(2010)年度)		(平成23(2011)年度)		(平成24(2012)年度)									
項目	H21 9/1	年内	H21 12/31	年度内	H22 3/31	法施行 1年目まで	H22 9/1	H23 3/31	法施行 2年目まで	H23 9/1	H24 3/31	法施行 3年目まで	H24 9/1	法施行 3年目以降	(参考) 附則、附帯決議
IV 制度の見直し・整備等															
11. 消費者基本計画の改定															・消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。 また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。【参12】
	消費者委員会の意見を聴いた上で平成22年度以降の「消費者基本計画」の案を作成し閣議決定。														
12. 消費者の利益の擁護及び増進に関する法律への関与の在り方					消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行うとともに、消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討。				検討結果を踏まえ必要な措置を実施。						・政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。【設置法附則3】
13. 消費者安全法の在り方	「消費者安全の確保に関する基本的な方針」について、消費者委員会の意見を聴いた上で案を作成し決定。														・政府は、この法律の施行後三年後に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え必要な措置を講ずるものとする。【安全法附則2】 ・政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。【安全法附則3】
	消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討。								検討結果を踏まえ必要な措置を実施。						
14. 表示、取引、安全の分野における制度の在り方	健康食品の表示について、検討会において検討を進め、年度内に論点整理。論点整理につき消費者委員会へ報告、引き続き議論。														・消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の関与の在り方を検討する際には、公益通報の窓口の消費者庁への一元化、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定を含めた検討を行うこと。【参27】
					食品表示に関する法制度の見直し及び安全分野における事故情報報告・公表制度の在り方等の検討に関して、まずは現行制度の運用改善を行う段階で問題点等を把握した上で、必要な法体系の在り方の整理・検討。				検討結果を踏まえ必要な措置を実施。						
15. 個人情報保護法の見直し															消費者委員会で行われる個人情報保護法見直しの検討に協力し、消費者委員会の検討結果を踏まえ必要な措置を実施。

消費者庁の今後の取組(工程表)

(平成21(2009)年度)				(平成22(2010)年度)				(平成23(2011)年度)				(平成24(2012)年度)				(参考) 附則、附帯決議
項目	H21 9/1	年内	H21 12/31	年度内	H22 3/31	法施行 1年目まで	H22 9/1	H23 3/31	法施行 2年目まで	H23 9/1	H24 3/31	法施行 3年目まで	H24 9/1	法施行 3年目以降		
Ⅶ 消費者行政の円滑な推進																
16. 消費者庁、国民生活センター等の体制	幅広い専門性を持つ職員の登用、公務員に対する消費者教育・研修の実施など消費者庁の体制整備について検討。				検討結果を踏まえ必要な措置を継続的に実施。										・消費者庁がその任務を十全に果たすことができるよう、消費者行政に関する幅広い専門性を持った職員を行政組織内外から登用し、消費者の視点を重視した配置を行うとともに、民間のノウハウの活用を図ること。また、政府全体において公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁における消費者担当部局の強化を行うこと。【参2】	
	商品テスト機能の強化、相談員の待遇の改善、研修の充実等国民生活センターの体制について検討。				検討結果を踏まえ必要な措置を実施。											・(前略)また、国民生活センターに配置されている相談員について、その職務内容にふさわしい身分、待遇の改善に努めること。【参19】
17. 国際的な取組の推進															・食品や製品による国境を越えた消費者被害が増加している状況にかんがみ、OECD消費者政策委員会の活動や、食の安全における近隣諸国や貿易相手国との連携を始めとした、消費者安全を確保するための国際連携を強化するとともに、その体制の更なる充実が図られるよう取り組むこと。【参34】	
	電子商取引、越境詐欺的行為からの消費者保護の指針などを議論するOECD消費者政策委員会、国境を越え多様化する消費者問題に対し法執行等の国際連携を進めるネットワーク(ICPEN)への参加。															
	情報交換・政策連携を進めるための地域間、二国間会合の企画・参加。															
(消費者委員会関係)																
<附則>																
・政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。【設置法附則2】																
<附帯決議>																
・消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。【衆2・参3】																
・消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。【衆3・参4】																
・消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。【衆4・参6】																
・初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように入選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような入選を行うように努めるものとする。【衆5・参7】																
・消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。【衆6・参8】																
・消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関して的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとする。消費者庁及び消費者委員会設置法第八条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。【参9】																
・内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。【衆7・参10】																
・消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。【衆8・参11】																
・今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配慮し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、PIO-NETの整備、相談員の資格の在り方についても十分配慮すること。【衆19・参24】																
・消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。																
また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。【衆21・参26】																
・消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。【衆23・参33】																